

第 6061 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年10月16日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♣ 配偶者への贈与

**Q**：配偶者に対する贈与には税制上の恩典があるとか。どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

贈与税では、婚姻期間が20年（1年未満の端数は切り捨てます）以上である配偶者から、次の居住用不動産等を贈与した場合には、贈与財産の価額から基礎控除（110万円）のほかに2,000万円（贈与財産の合計額が2,000万円に満たない場合はその合計額まで）を控除してくれるという特例（同一の配偶者につき一回限り適用）があります。

これを贈与税の配偶者控除といいます。

- ①もっぱら居住の用に供する土地もしくは土地の上に存する権利（借地権等）又は家屋（居住用不動産といいます）で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるもの
- ②居住用不動産を取得するための金銭で、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住用不動産の取得に充てられ、かつ、受贈者の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みである場合の金銭の額

